

# これまでの取組と社会情勢の変化を 踏まえた論点等

---

令和8年7月

国土交通省 総合政策局 共生社会政策課

**1. これまでの取組**

**2. 社会情勢の変化**

**3. 検討会の論点とスケジュール**

- 我が国では、高齢者、身体障害者等の自立した日常生活及び社会生活を確保することの重要性の増大等を背景として、平成6年にハートビル法、平成12年に交通バリアフリー法がそれぞれ制定された。
- その後、バリアフリー化のための諸般の施策を総合的に講じることを目的として、これらを統合・拡充する形で、平成18年にバリアフリー法を制定した。

<バリアフリー法の変遷>

H12年 交通バリアフリー法

- 旅客施設や車両等、道路等のバリアフリー化を促進するための法律

H6年 ハートビル法

- 建築物のバリアフリー化を促進するための法律

【課題】

- 公共交通と建築物が別々の法体系で措置されるなど、一体的・連続的なバリアフリー化の促進に支障
- 法律の対象として、身体障害者のみが明示されており、全ての障害者が対象であることが不明確
- 「心のバリアフリー」の推進に関する規定が未措置 等

H18年 バリアフリー法

- 建築物、公共交通、道路、路外駐車場、都市公園など様々な施設の一体的・連続的なバリアフリー化の促進に向けて、既存の法律を統合
- 全ての障害者が対象になることを明記するとともに「心のバリアフリー」に関する国や国民の責務に関する規定を整備

- ハード整備は着実に進展
- 「障害の社会モデル」の理念の浸透

H30年 改正バリアフリー法

- 共生社会の実現等の基本理念を明記、面的なバリアフリー推進のためのバリアフリーマスタープラン制度の導入、当事者の評価を施策に反映する法定会議の設置

- 東京オリパラ大会に向けた機運の高まり
- ハード対策に加えてソフト対策強化の要請

R2年 改正バリアフリー法

- 「心のバリアフリー」の推進など更なるソフト対策の強化  
(バリアフリー教育の充実、車椅子用駐車スペース等の適正利用の推進、学校教育との連携等のため主務大臣として文部科学大臣を追加等)
- 公立小中学校及びバス等の旅客の乗降のための道路施設（旅客特定車両停留施設）をバリアフリー基準適合義務の対象に追加

## 目的

高齢者、障害者等の自立した日常生活及び社会生活を確保することの重要性に鑑み、下記の措置らを講ずることで、**高齢者、障害者等の移動上及び施設の利用上の利便性及び安全性の向上の促進を図り、もって公共の福祉の増進に資することを目的とする。**

## 基本理念

この法律に基づく措置は、**高齢者、障害者等にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものの除去に資すること及び全ての国民が年齢、障害の有無その他の事情によって分け隔てられることなく共生する社会の実現に資することを旨として、行われなければならない。**

## 基本方針

**主務大臣は、移動等円滑化を総合的かつ計画的に推進するため、移動等円滑化の促進に関する基本方針を策定**

**基本方針の記載事項：**

意義及び**目標に関する事項**、施設設置管理者が講ずべき措置、移動等円滑化促進方針の指針、基本構想の指針、国民の理解の増進及び協力の確保に関する事項、情報提供に関する事項 等

### 公共交通施設や建築物等のバリアフリー化の推進

- **ハード面の移動等円滑化基準の適合**について、**新設等は義務、既存は努力義務**
- 新設等・既存にかかわらず、**基本方針において各施設の整備目標を設定し、整備推進**
- 各施設設置管理者に対し、**情報提供、優先席・車椅子用駐車施設等の適正利用推進のための広報・啓発活動の努力義務**
- 公共交通事業者に対し、以下の事項を義務・努力義務
  - ✓ **旅客施設等を使用した役務の提供の方法に関するソフト基準の遵守**  
(新設等は義務、既存は努力義務)
  - ✓ **他の公共交通事業者等からの協議への応諾義務**
  - ✓ **旅客支援、職員に対する教育訓練の努力義務**
  - ✓ **ハード・ソフト取組計画の作成・取組状況の報告・公表義務**  
(一定規模以上の公共交通事業者)

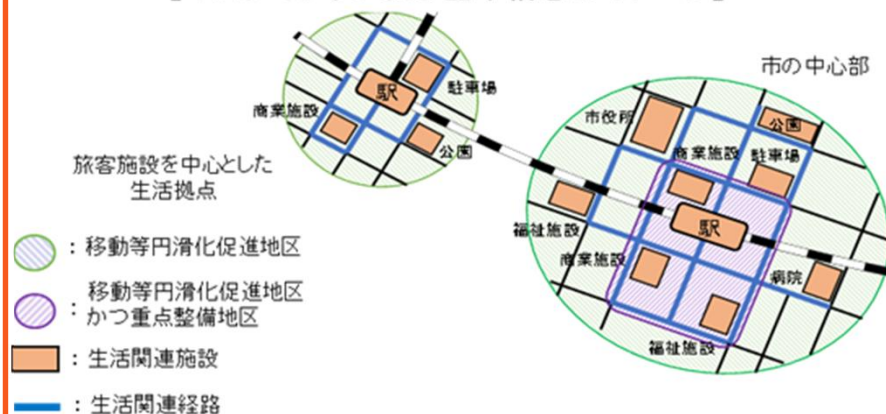


【バリアフリー基準適合義務の対象施設】

### 地域における重点的・一体的なバリアフリー化の推進

- 市町村が作成する**マスタープラン**や**基本構想**に基づき、**地域における重点的かつ一体的なバリアフリー化を推進**
- 基本構想には、**ハード整備に関する各特定事業及び「心のバリアフリー」に関する教育啓発特定事業を位置づけること**で、関係者による事業の実施を促進  
(マスタープランには具体的な事業について位置づけることは不要)
- 定期的な評価・見直しの努力義務

#### 【マスタープラン及び基本構想のイメージ】

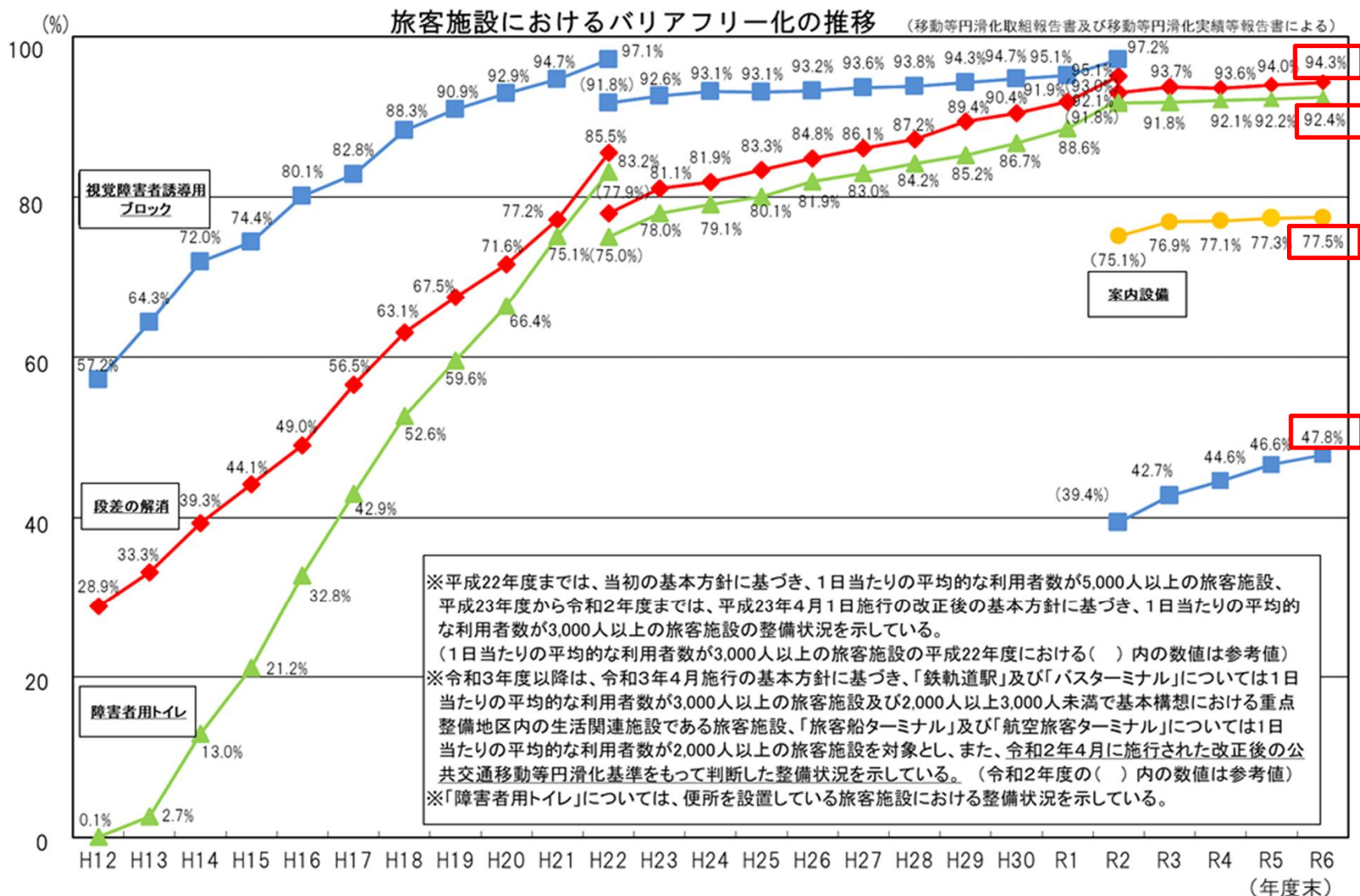


## 当事者による評価

国は、**高齢者、障害者等の関係者で構成する会議を設置し、定期的に、移動等円滑化の進展の状況を把握・評価するよう努めなければならない**（移動等円滑化評価会議）

# 1. これまでの取組 ハード整備の一例(旅客施設のバリアフリー化の推移)

旅客施設のバリアフリー化率については、令和7年度までに**原則として全て**について、移動等円滑化を実施することとしている。令和6年度末までに、段差の解消については**約94%**、障害者用トイレについては**約92%**、案内設備については**約78%**、視覚障害者誘導用ブロックについては**約48%**の達成率であった。



## 心のバリアフリー、適正利用キャンペーン

➤「心のバリアフリー」の国民への理解や行動を促すための取組等を推進



＜適正利用キャンペーンのポスター＞

## ベビーカー利用キャンペーン

➤「ベビーカー利用にあたってのお願い」と「ベビーカーマーク」を広く周知・浸透させるベビーカーキャンペーンを実施



ポスター



チラシ



車内デジタルサイネージ  
(鉄道版・バス版)



ベビーカーマーク

## バリアフリー施策の展開

### バリアフリー法 制定(H18年)

- バリアフリー法に基づく移動円滑化基準やガイドラインを策定
- 国として目指すべきバリアフリー整備目標の策定
- 施設設置管理者等への財政支援

### 第1・2次目標（～R2年）

- 一定規模以上の鉄道駅など旅客施設や車両等においてバリアフリーの数値目標を設定

### バリアフリー法改正 (H30年・R2年)

- 移動等円滑化評価会議の設置
- バリアフリー関係施設の適正利用の責務の創設
- 役務提供基準（ソフト基準）の創設
- 当事者参画の重要性の高まり

### 第3次目標（R3年～R7年）

- 旅客施設や車両等の更なるバリアフリー整備の推進
- 地方部も含めたバリアフリーの推進
- 外側から見えにくい障害に係るバリアフリー整備の進捗状況の見える化
- 心のバリアフリーの推進 等

### 現行

- バリアフリー施策の新たな枠組みの検討
- 基準・ガイドライン等の制度改正等の検討

### 第4次目標（R8年～R12年）

- 旅客施設や車両等について、数値目標の引き上げ、対象範囲の拡大
- 基本構想、心のバリアフリー、当事者参画について、新規項目の設定や見直し
- 主要課題の設定 等

## バリアフリー法及び関連施策のあり方に関する検討会 最終とりまとめ

《令和7年6月公表》

### 主要課題①：地域特性を踏まえたバリアフリーまちづくりのあり方

- ✓ 面的・一体的なバリアフリーまちづくりを一層推進するため、地域の特性を踏まえた基本構想・マスタープラン（以下「基本構想等」）の策定をどのように推進すべきか。
- ✓ バリアフリー法に基づく基本構想等以外の他の行政計画等と連携したバリアフリーまちづくりのあり方について、どう考えるか。
- ✓ 地方部のバリアフリーまちづくりを一層推進するためにはどのように取り組むべきか。
- ✓ 基本構想等に関する整備目標のあり方について、どう考えるか。

### 主要課題②：心のバリアフリー・外見からは分かりづらい障害への対応の更なる推進のあり方

- ✓ 「心のバリアフリー」をベースとしたバリアフリー法に基づく移動や施設利用の円滑化のための普及啓発方策等施策のあり方について、どう考えるか。
- ✓ 「心のバリアフリー」の用語の認知度について、用語が多様な使われ方をされている状況や、高齢者、障害者等の立場を理解して行動ができていない人の割合を踏まえ、整備目標として設定する内容等について、どう考えるか。
- ✓ 高齢者、障害者等の移動の連続性に配慮した、公共交通機関の乗換え・乗継ぎ時における旅客支援等の推進のための施策のあり方について、どう考えるか。
- ✓ 知的・精神・発達障害・認知症及び内部障害、聴覚障害等の社会的障壁の理解向上、適切な支援の提供のための施策のあり方について、どう考えるか。

### 主要課題③：バリアフリー分野のICT活用・当事者参画の更なる推進のあり方

- ✓ 本主要課題におけるバリアフリー分野のICTについての議論の射程
- ✓ バリアフリー分野のICT活用において、高齢者、障害者等の困りごとを十分に解決できていない場面はどこか。
- ✓ バリアフリー分野のICTにおける機器、サービスの構想段階や設計段階等での当事者参画の意義
- ✓ バリアフリー分野のICT活用における周知・啓発の方策
- ✓ ICTのみでは対応が難しい場面における人的支援やインフラ環境整備等との役割分担
- ✓ 当事者参画の取組が浸透していない理由や課題
- ✓ 当事者参画が求められる施設・設備（仮に、当事者の声をお伺いすることなく、基準やガイドラインのみに基づいて整備した場合に、仕様や配置によって支障が出やすい施設・設備）
- ✓ これまでの当事者参画の取組において得られた知見やノウハウを行政機関・事業者・設計者等に広く共有し、成果を波及していくための方策

## 社会資本整備重点計画・交通政策基本計画

《令和8年1月閣議決定》

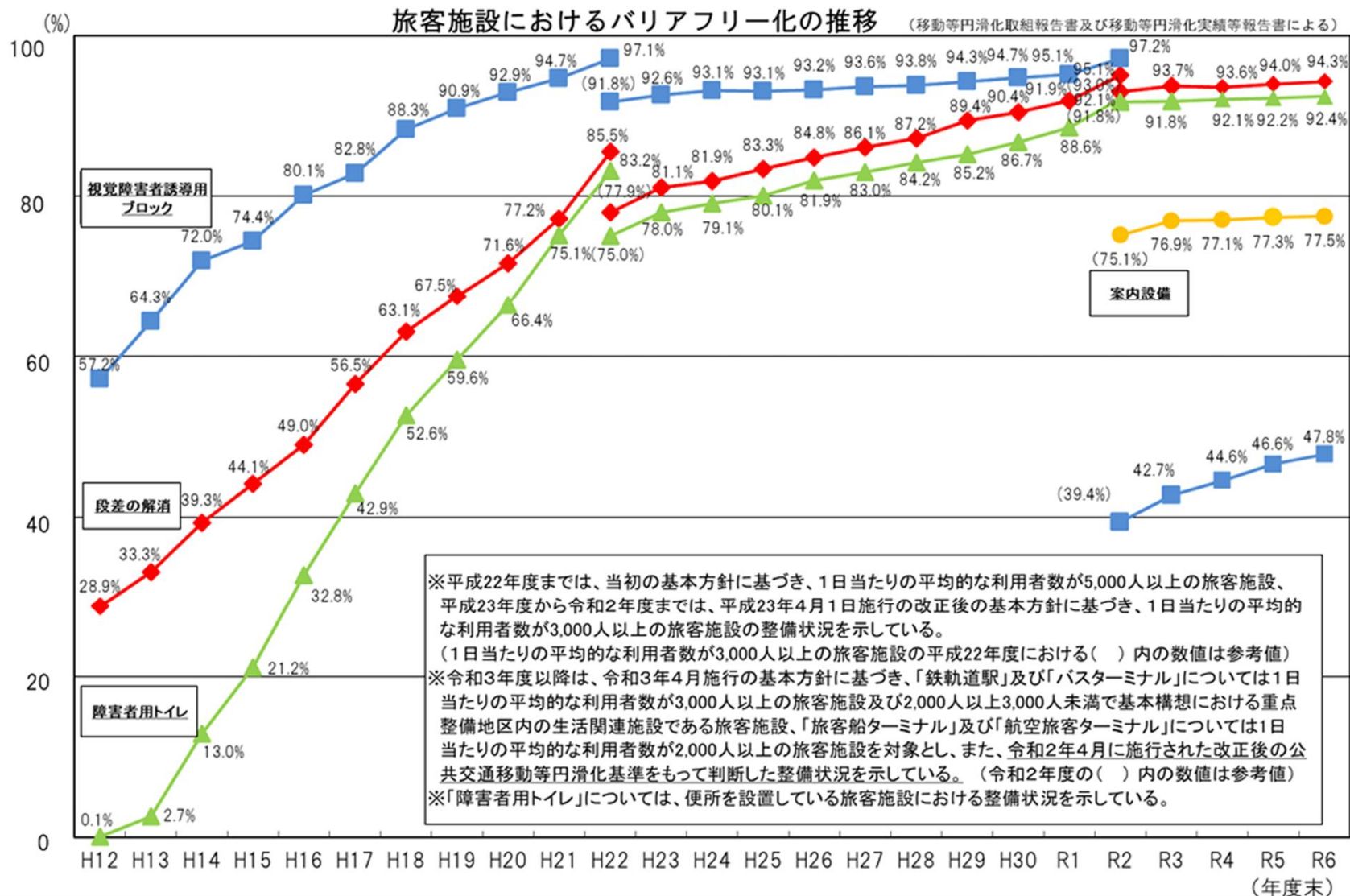
「これまで取り組んできた国土交通分野におけるバリアフリー施策を踏まえ、**女性**が暮らしやすく、**こども・子育て**に優しい社会の形成を推進し、**更なる高齢化**や**デジタル化社会の進展**にも対応すべく、法律上の位置づけも含め、新たな施策の枠組みの構築を検討する。」

1. これまでの取組

2. 社会情勢の変化

3. 検討会の論点とスケジュール

○バリアフリー整備目標をほぼ達成しつつある項目もあり、利用者目線の整備効果という点で、新たな評価指標を検討していくことも考えられる。



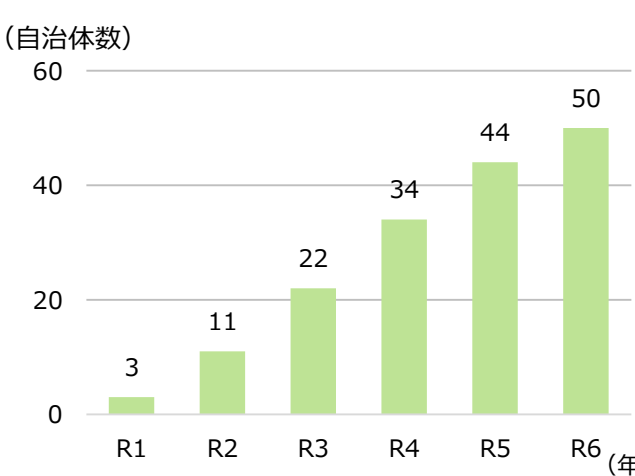
※旅客施設のバリアフリー整備率については、施設数ベースの割合よりも、利用者数ベースの割合の方が一般的に高くなる傾向にあると考えられる。

ソフト整備の一例(基本構想作成自治体数の推移)

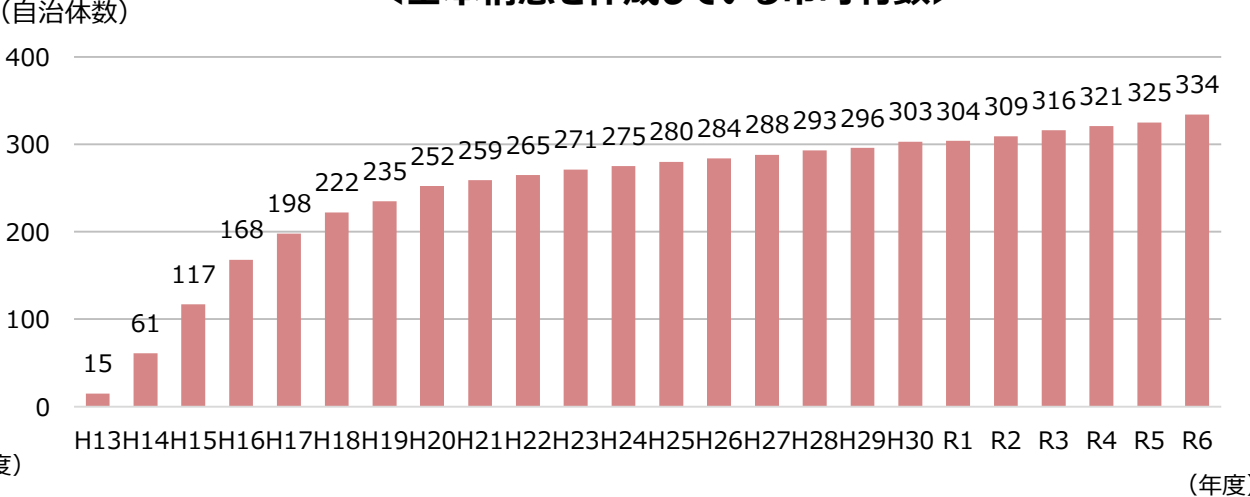
○地方自治体が作成する基本構想等の作成は近年伸び悩み傾向だが、基本構想に基づき教育啓発特定事業としてハード面と一体的にソフト面の取組みを進めているところ。

|               | 2020(R2)年度末<br>(参考値) | 2024(R6)年度末<br>(現状値) | 2030(R12)年度末<br>(数値目標) | 備考                                              |
|---------------|----------------------|----------------------|------------------------|-------------------------------------------------|
| 移動等円滑化促進方針の作成 | 11自治体                | 50自治体                | 約350自治体                | (※全市町村(約1,740)の2割程度に相当)                         |
| 移動等円滑化基本構想の作成 | 309自治体               | 334自治体               | 約450自治体                | (※2,000人以上/日の鉄軌道駅及びバスターミナルが存在する市町村(約730)の6割に相当) |

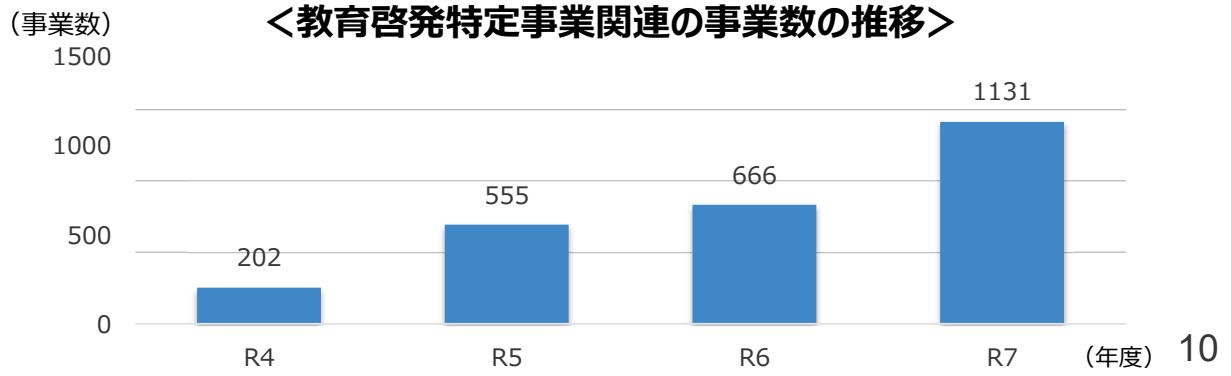
＜マスタープランを作成している市町村数＞



＜基本構想を作成している市町村数＞

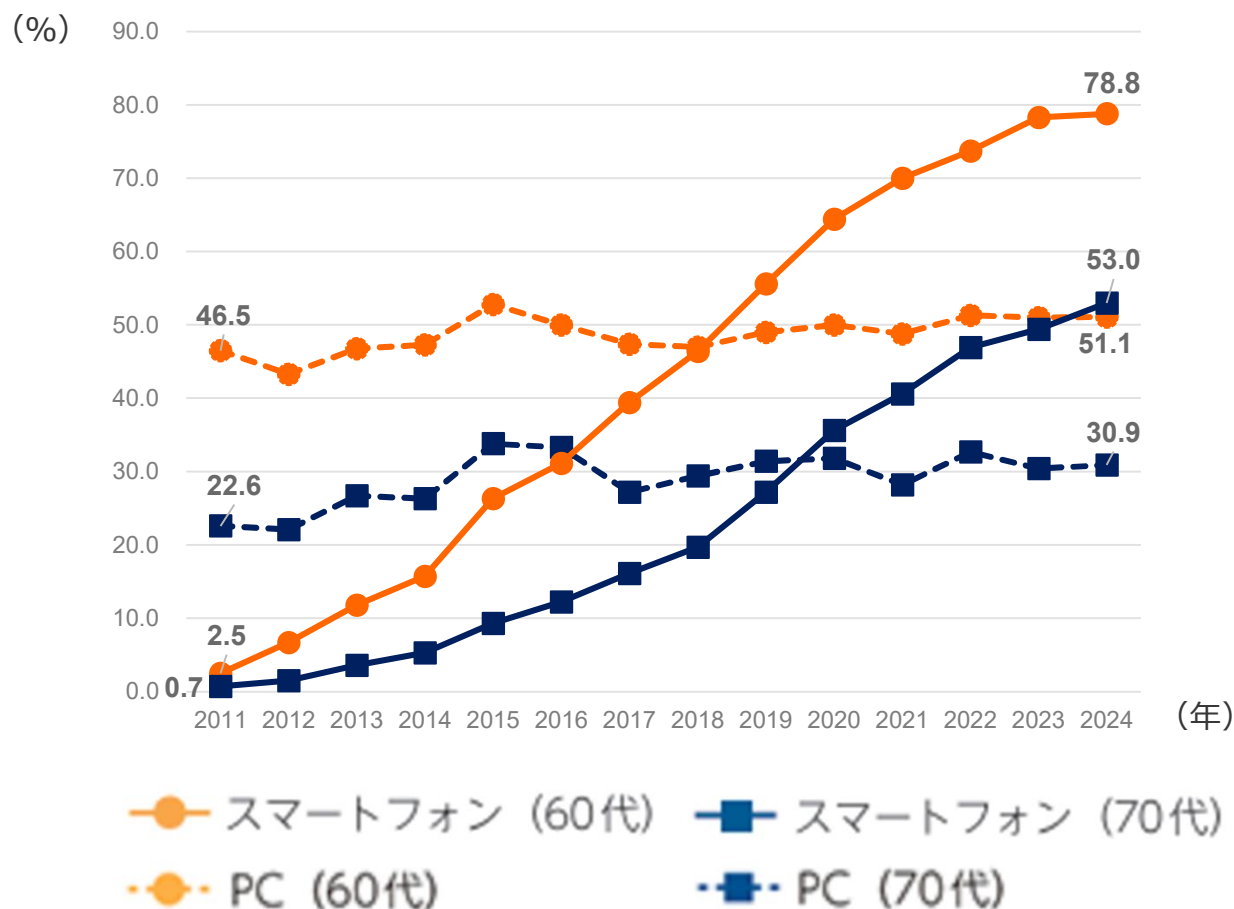


＜教育啓発特定事業関連の事業数の推移＞



○60代、70代のスマートフォン利用率が上昇。  
多くの人が外出先でもインターネット情報を得ることが可能。

### インターネット接続端末としての利用率の推移（パソコン、スマートフォン）



出典：令和7年版情報通信白書第1章第1節よりデータ抽出

○近年、当事者参画や利用者による評価の機運・必要性の認識が高まっている。

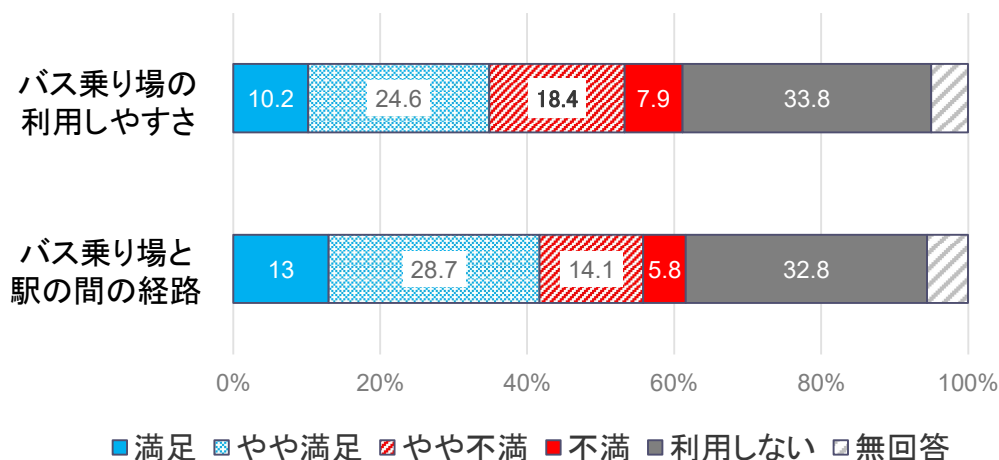
### (例) 新国立競技場整備事業

基本設計、実施設計、施工段階において、丁寧な当事者参画を実施

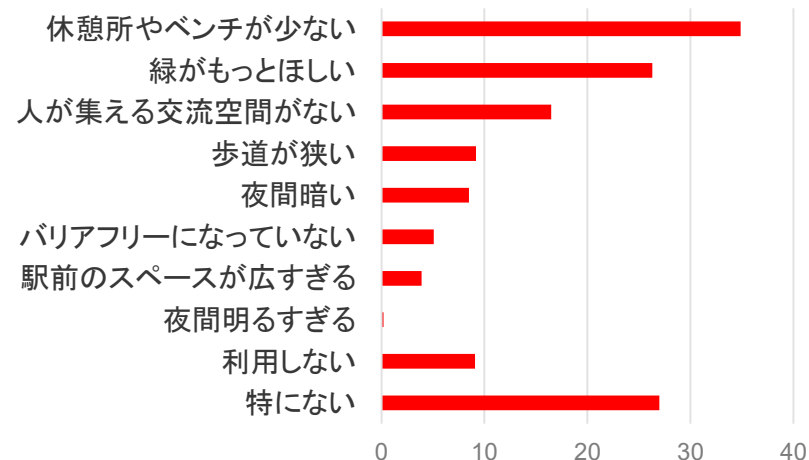
(実施設計段階)

|        |          |         |                  |
|--------|----------|---------|------------------|
| ・平成28年 | 6月21日(火) | 第1回UDWS | 一般トイレ・乳幼児関連諸室    |
| ・平成28年 | 6月27日(月) | 第2回UDWS | アクセシブルトイレ、外部移動空間 |
| ・平成28年 | 7月4日(月)  | 第3回UDWS | 第1回、2回のまとめ       |
| ・平成28年 | 7月19日(火) | 第4回UDWS | エレベーター、エスカレーター   |
| ・平成28年 | 7月25日(月) | 第5回UDWS | サイン計画、補助犬トイレ等    |
| ・平成28年 | 8月4日(木)  | 第6回UDWS | 第4回、5回のまとめ、手すり等  |
| ・平成28年 | 9月28日(水) | 第7回UDWS | 意見を踏まえた実施設計とりまとめ |

### (例) 駅前広場の利便性についての市民アンケート



### 駅前歩行空間について



出典: 春日井市調査(令和2年)より作成

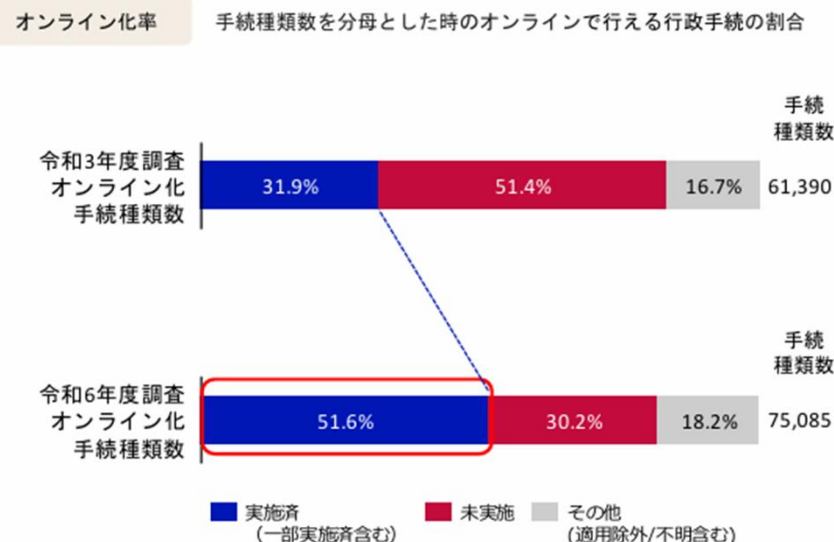
## 2. 社会情勢の変化 制度を活用した実態把握

- バリアフリー法に基づき、一定規模以上の公共交通事業者は毎年度ハード・ソフト両面の取組に関する計画書及び報告書を公表。
- 一方で行政機関の手続きもデジタル化が進展。報告方法や活用方策に課題。

### 令和7年度計画書 作成義務事業者数（モード別）

| モード別         | 事業者数 |
|--------------|------|
| 1.鉄道         | 70   |
| 2.軌道         | 27   |
| 3.乗合バス       | 106  |
| 4.バスターミナル    | 20   |
| 5.貸切バス       | 2    |
| 6.タクシー       | 36   |
| 7.旅客船        | 5    |
| 8.旅客船ターミナル   | 7    |
| 9.航空機        | 4    |
| 10.航空旅客ターミナル | 21   |
| 合計           | 298  |

### 行政機関の手続きのオンライン化の推移



出典：デジタル庁「行政手続等の調査結果概要」（令和7年）

### ハード・ソフトの取組例



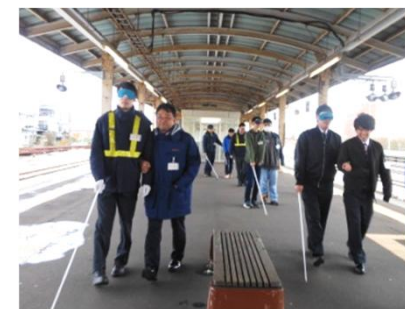
施設整備



旅客支援



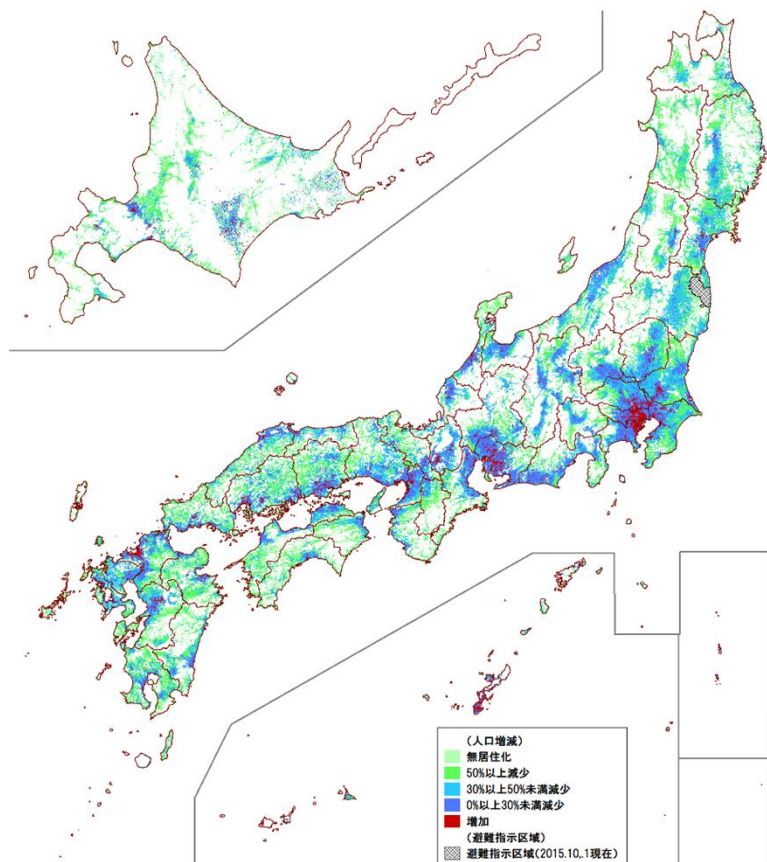
情報提供



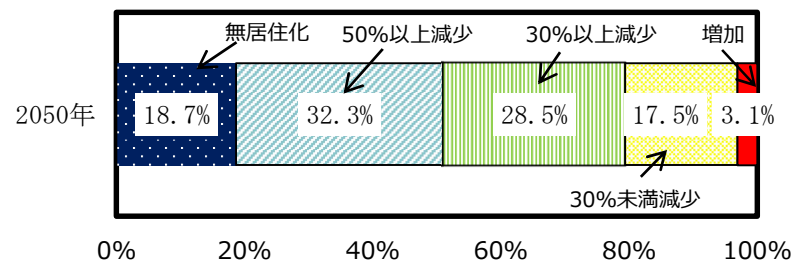
教育訓練

- 2050年には全国の約半数の有人メッシュで人口が50%以上減少。
- 約2割の有人メッシュで無居住化する。
- 人口規模が小さい市区町村ほど人口減少率が高くなる傾向。

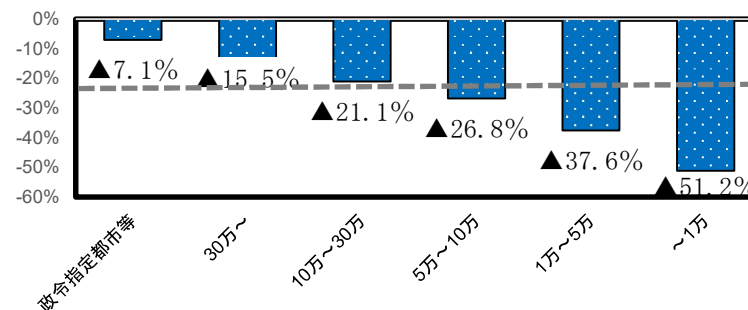
### 将来の人口増減状況（1 kmメッシュベース、全国図）



### 人口増減割合別の地点数（1 kmメッシュベース）



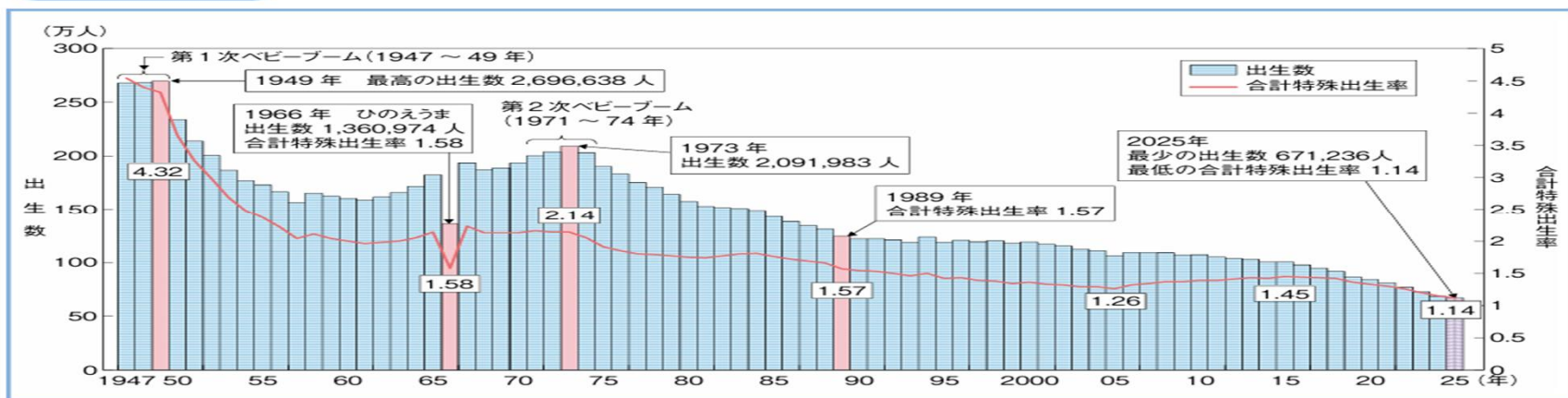
### 市区町村の人口規模別の人口減少率



## 出生数の推移及び女性の地方部からの転出

- 出生数は大きく減少しており、2024年に初めて70万人を下回った。
- 女性の人口が地方部から都市部に集中。

図表 2-1-1 出生数と合計特殊出生率の推移

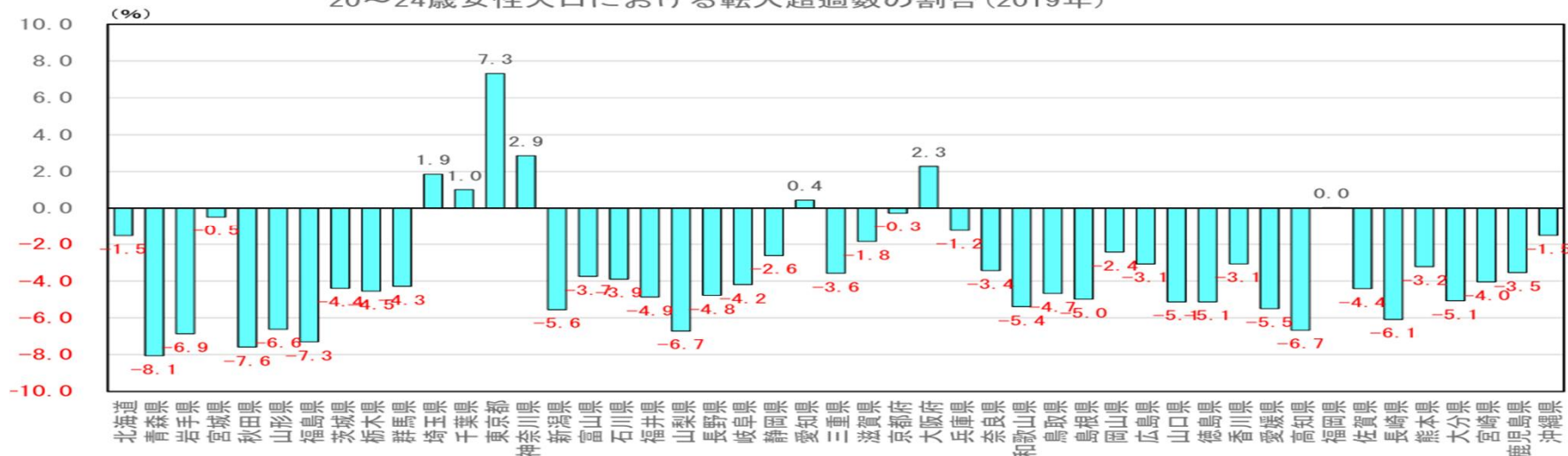


(出典) 厚生労働省「人口動態統計」

(注) 2025年の「出生数」及び「合計特殊出生率」は、厚生労働省「令和7(2025)年人口動態統計月報年計(概数)」(2026年6月3日公表)を用いている。

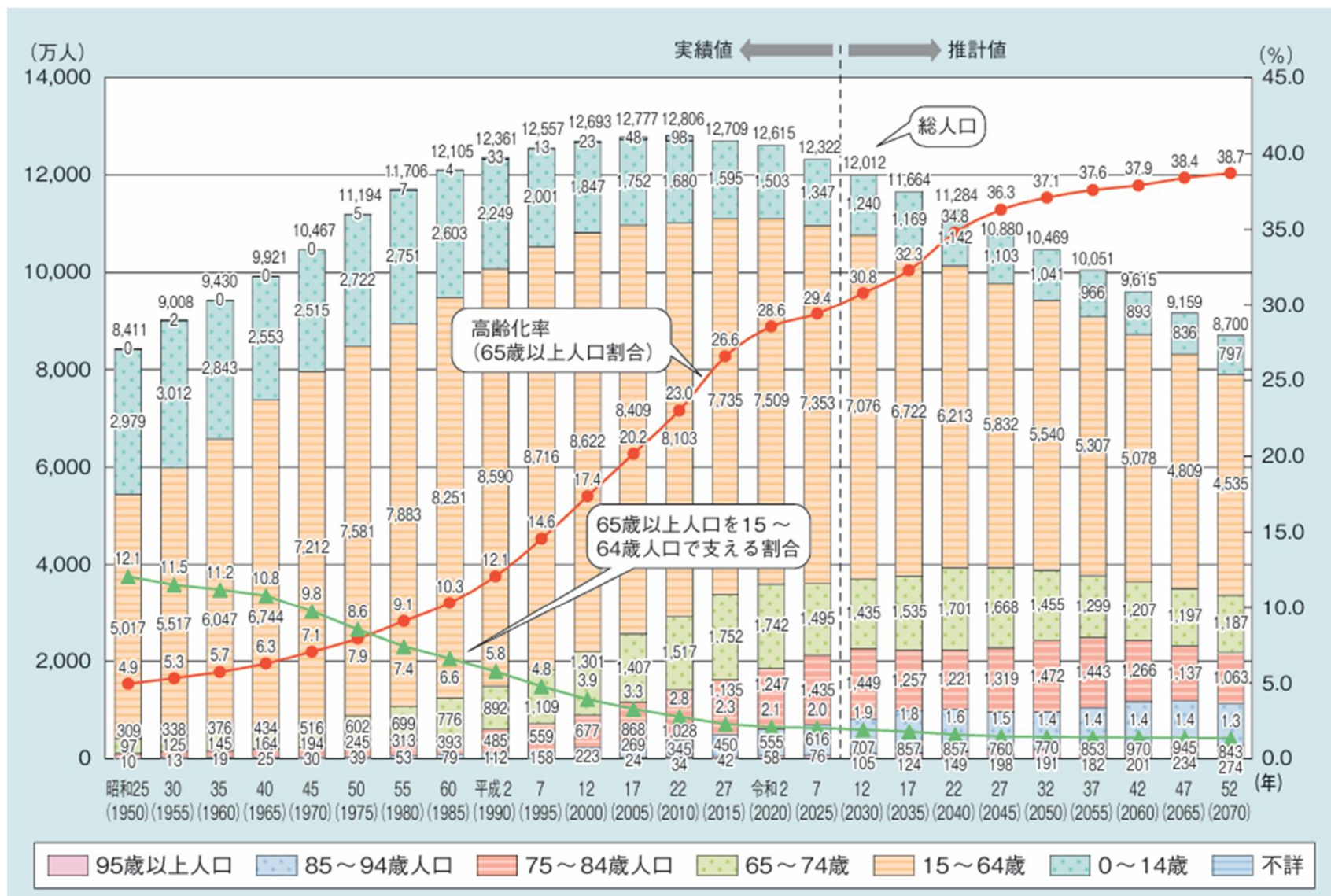
出典：令和8年版 こども白書

20～24歳女性人口における転入超過数の割合(2019年)



出典：内閣官房資料(令和5年)

○65歳以上人口割合は2025年時点で29.4%であり、今後も3割を超えて増加。



## 2. 社会情勢の変化 障害者関連法制度の整備

○障害者への合理的配慮の提供が義務化され、共生社会を実現する環境が整備されつつある。

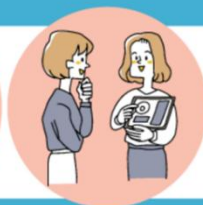
### ■ 障害者差別解消法

令和6年4月1日 改正障害者差別解消法が施行

事業者による

障害のある人への「合理的配慮の提供」

が義務化されました



障害のある人もない人も、  
互いにその人らしさを認め合いながら  
共に生きる社会を目指していきましょう。

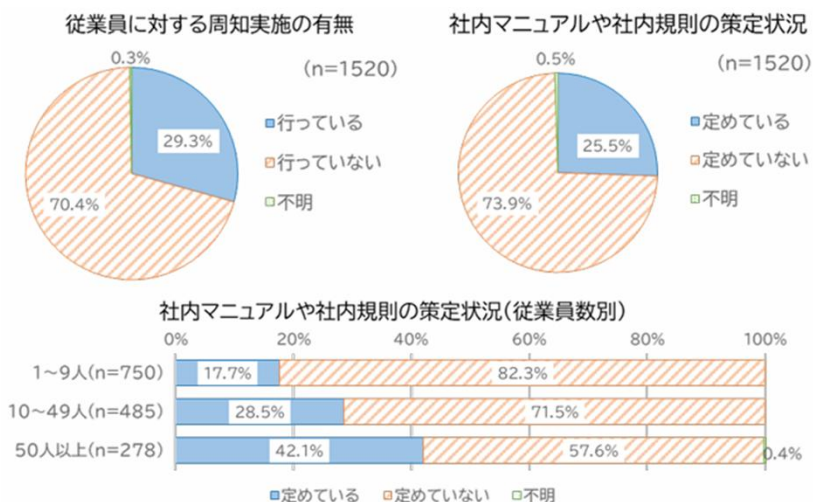


### 障害者差別解消法の対象

- 【障害者】 障害者手帳を持っている人に限らず、  
身体障害のある人、知的障害のある人、精神障害のある人、  
そのほか心や体のはたらきに障害のある人で、  
継続的に日常生活や社会生活に相当な制限を受けている全ての人
- 【事業者】 企業、団体、店舗、個人事業主、  
ボランティア活動をするグループなど
- 【分野】 教育、医療、福祉、公共交通など  
※雇用、就業は除く（「障害者の雇用の促進等に関する法律」による）

出典：内閣府資料

### ■ 民間事業者における障害者差別解消に関する取組状況



出典：内閣府 令和7年障害者差別の解消に関する事業者等の取組状況

- 東京オリンピック・パラリンピックを契機としたユニバーサルデザイン2020行動計画などの取組みにより、障害の社会モデルの考え方の重要性が高まっている。

### 障害の「社会モデル」



- 障害や不利益・困難の原因は**障害のない人を前提に作られた社会の作りや仕組みに原因がある**という考え方。
- 社会や組織の仕組み、文化や慣習などの「社会的障壁」が障害者など少数派の存在を考慮せず、多数派の都合で作られている、という少数派と多数派の間の不均衡が障害を生み出していると考え、社会が障害を作り出しているからそれを解消するのは社会の責務と捉える。

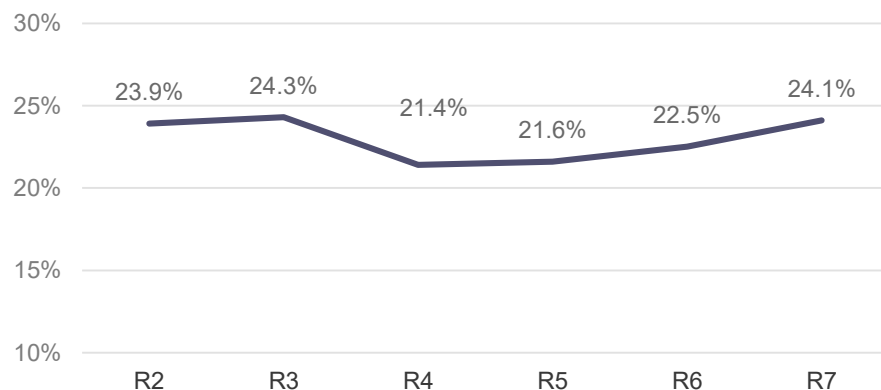
### 障害の「個人モデル（医学モデル）」



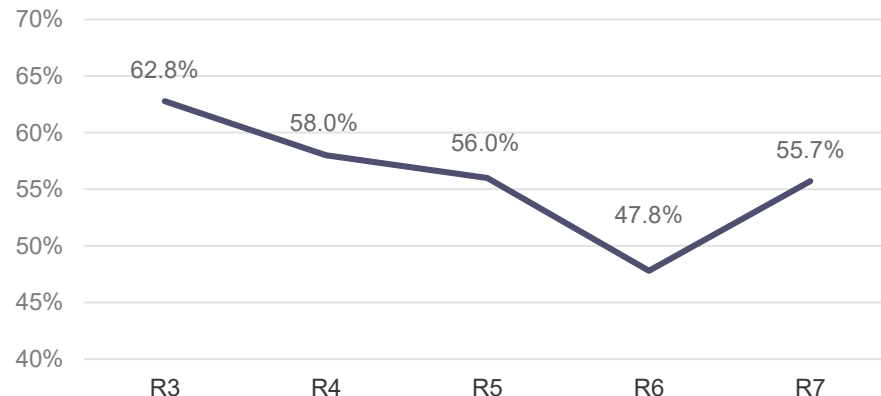
- 障害や不利益・困難の原因は目が見えない、足が動かせないなどの**個人の心身機能が原因である**という考え方。
- 階段を登れないのは立って歩くことができないから、車椅子を利用しているからで、その障害を解消するためには、立って歩けるようになるためのリハビリなどによる個人の努力や訓練、医療・福祉の領域の問題と捉える。

○障害者への社会的障壁を取り除くことを意識して行動する人の割合は、横ばい傾向。

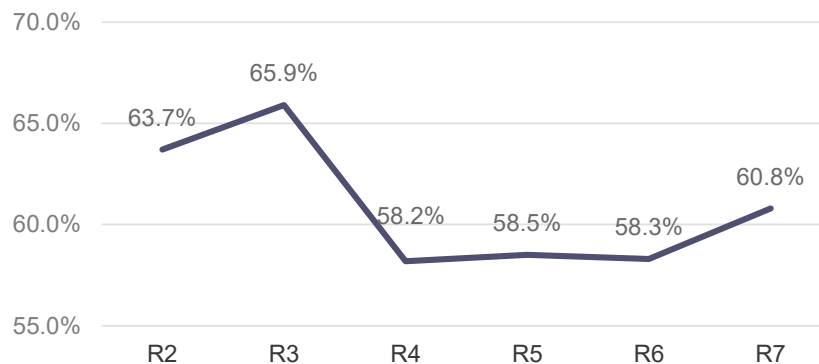
「心のバリアフリー」の用語の認知度の推移



「障害の社会モデル」について正しく  
理解できている人の割合

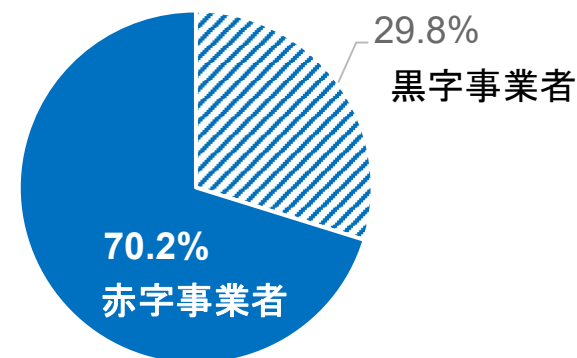


高齢者、障害者、妊産婦等が困っているの  
を見かけた際、声かけや手助けをする人の割合



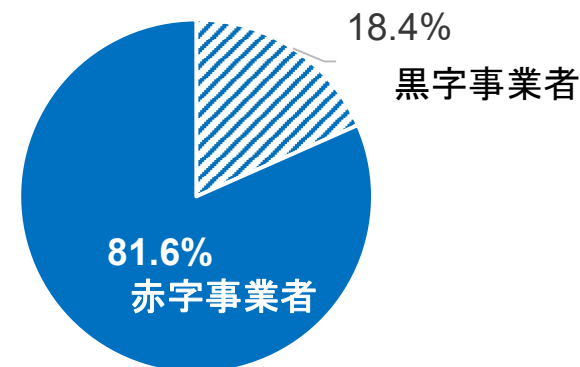
- 地域交通の利用者は長期減少傾向にあり、大半の事業が赤字経営。
- 省人化が進展。

### 乗合バス事業者の収支状況（2024年度）



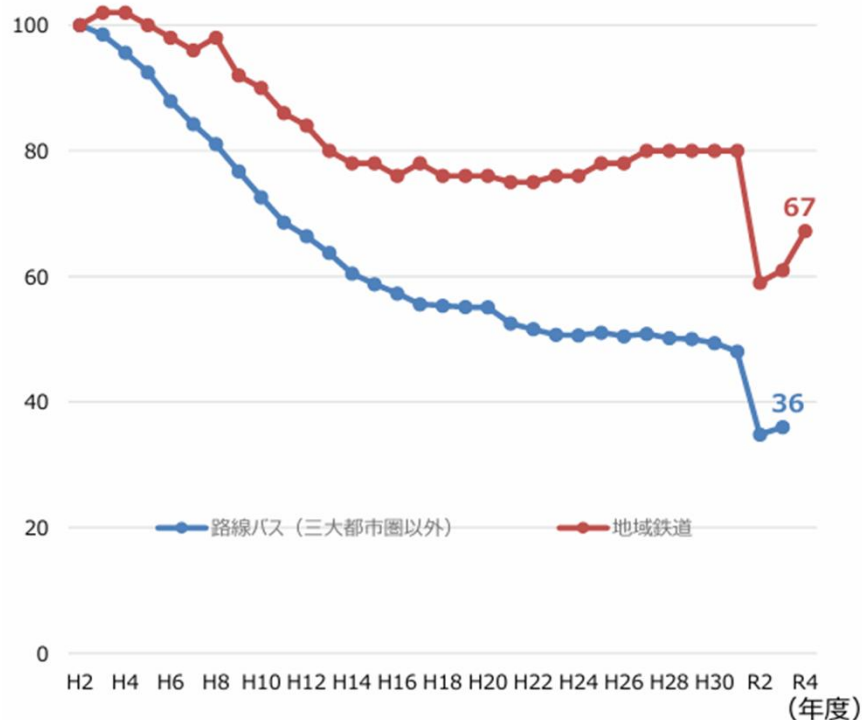
調査対象事業者：保有車両30両以上の217者  
出典：物流・自動車局作成資料より作成

### 鉄軌道事業者の収支状況（2024年度）



調査対象事業者：地域鉄道95社  
出典：鉄道局調べのデータより作成

### 地方部の路線バス・鉄道の利用者数



（出典）「自動車輸送統計年報」「鉄道統計年報」より国土交通省作成  
※地域鉄道については、昭和63年度以降に開業した事業者を除く70社

**1. これまでの取組**

**2. 社会情勢の変化**

**3. 検討会の論点とスケジュール**

## 論点 1. 利用者の目線（ハード・ソフトを組み合わせたアクセシビリティやユーザビリティ）

- ・ドアtoドアの情報アクセシビリティ
- ・駅前空間等について利用者側から評価する指標
- ・バリアフリー法の制度を活用した実態把握
- ・地域特性に応じた一律ではない柔軟なアクセシビリティ

## 論点 2. 当事者の範囲（ユニバーサルな社会におけるウェルビーイング）

- ・女性や子育て世代を含めた多様な利用ニーズ
- ・増加する高齢者等の利用ニーズ
- ・障害者差別解消法との関係

## 論点 3. 担い手の範囲（広く誰もが支え合う社会）

- ・障害の社会モデルの考え方を国民全体の責務として浸透
- ・当事者や事業者のみの責務ではなく広く国民が協力する仕組み
- ・施設等の人手不足への対応

○**第1回検討会**（令和8年7月17日）

- ・検討予定の課題や本検討会の進め方について議論。
  - ・論点1．**利用者の目線（ハード・ソフトを組み合わせたアクセシビリティやユーザビリティ）**に関するテーマについて議論。
- （・夏期にヒアリングにより追加の情報収集を実施）

○**第2回検討会**（令和8年10月上旬予定）

- ・論点1．の検討（継続）
- ・論点2．**当事者の範囲（ユニバーサルな社会におけるウェルビーイング）**に関するテーマについて議論。

○**第3回検討会**（令和8年12月上旬予定）

- ・論点3．**担い手の範囲（広く誰もが支え合う社会）**に関するテーマについて議論。

○**第4回検討会**（令和9年2月上旬予定）

- ・年度内をメドに、新たな枠組みについて**中間とりまとめ**を作成。



並行して各テーマに応じてWGを設けて第4回検討会までに方針案を取りまとめる。